

質 疑 回 答 書

令和 8 年 9 月 2 5 日

工事名又は業務名

大多喜町持込ごみ等処理施設管理棟整備工事

No.	質問内容	回 答
1	(第 12 条関係): 火災警報設備に関して必要ないと考えられるが今回は自主的に設置する認識でしょうか	関係法令および所管消防機関との協議結果により、設置義務が生じる場合があるため規定しているものです。 法令上の設置義務がない場合であっても、本施設は現金を取り扱う管理棟であり、万が一の防災・防犯上の安全性や 20 年以上の継続使用における安心感を考慮し、必要な火災警報設備（あるいはそれに準ずる警報設備）を適切に選定・設置していただく想定です。所管消防機関と事前にご協議の上、適切な設備の提案および設置をお願いいたします。
2	(第 19 条関係): 0A フロアなのか床コンセントか壁コンセントかの選別が不明	床の構造や配線方法 (0A フロア、床コンセント、壁コンセントのいずれを採用するか) については、仕様書で一律に指定しているものではなく、提案者の工法やレイアウトに応じた任意（提案者の提案による）となります。 ただし、第 19 条第 2 項に定める必要口数（各執務席に 0A 用 4 口以上、計量端末用・複合機用で 6 口、通信機器用 2 口、清掃用 2 口、給湯設備用 2 口および予備）が確実に確保され、将来の机配置変更や配線の安全性・美観に配慮された合理的な配線計画としてご提案ください。
3	(第 20 条関係): 弱電工事の機器の手配と施工区分が不明	1. 受注者の施工範囲 敷地内引込管、建物内配管、情報コンセント、配線（カテゴリ 6A 以上）、端子盤、通信機器収納盤（パッチパネル、電源、接地等）、およびテレビ受信設備（アンテナ、テレビ端子、電源、配線等）の資材調達および施工一式。 2. 通信回線・機器の調達について 通信回線の新規契約および月額利用料、ならびにルーターや HUB などのネットワーク機器本体の手配は発注者負担（または別途手配）となります。 受注者は、発注者および通信事業者がスムーズに機器設置や回線接続を行えるよう、必要な下地・配管・スペースを確保してください。

4	第 15 条関係) : 浄化槽・蒸発散装置の配置希望位置があるかどうか	浄化槽および蒸発散装置の設置位置については、発注者側で想定している配置場所を示す別途図面がございます。 詳細な位置については場内配置検討図中の来客用駐車場南側 2m×7m の位置を基本として設計・施工を行ってください。(※配置に関する詳細図面等のデータをご確認希望の場合は、発注者までお問い合わせください)
5	(第 4 条第 5 号関係) : 建物における外構工事費 外構工事の具体的内容が不明	管理棟周辺の一般的な敷地内舗装等は別途工事で実施する予定ですが、管理棟本体の施工に関連する出入口周りのアプローチや水切り等については、受注者のご提案によるものとして考えております。 管理棟の利用動線、雨水の処理や安全面に配慮し、必要な範囲を適切に含めた外構計画をご提案ください。